

令和6年6月28日

山形県病院事業局特定事業主行動計画に係る
女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条第6項に基づく実施状況の公表及び法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表については、以下のとおりです。

【1 取組状況】

実施時期	取組内容
随時	時間外勤務縮減に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none">・ 時間外勤務の縮減に向けて委員会等の開催数の削減や業務の見直しを実施
通年	年次有給休暇の取得促進 <ul style="list-style-type: none">・ 全職員が年5日以上 of 年次有給休暇を確実に取得するよう通知を発出
	山形県病院事業局イクボス宣言の実施 <ul style="list-style-type: none">・ 病院事業局職員のワーク・ライフ・バランス推進による男女の活躍促進のため、イクボス宣言を実施
	男性職員の育児関連休暇・休業の取得促進 <ul style="list-style-type: none">・ 子の生まれる男性職員と所属長等による面談の実施・ 育児休業取得時の収入シミュレーションシートの作成・周知
	院内保育所の運営 <ul style="list-style-type: none">・ 育児中の職員の子育て支援のため、中央病院及び新庄病院において院内保育所を運営
	職場内ハラスメント防止に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none">・ 啓発チラシやセルフチェックシート等を活用した注意喚起を引き続き実施・ 各所属においてハラスメント対策推進員並びにハラスメント相談窓口を設置

【2 実績等】

① 女性職員の採用割合

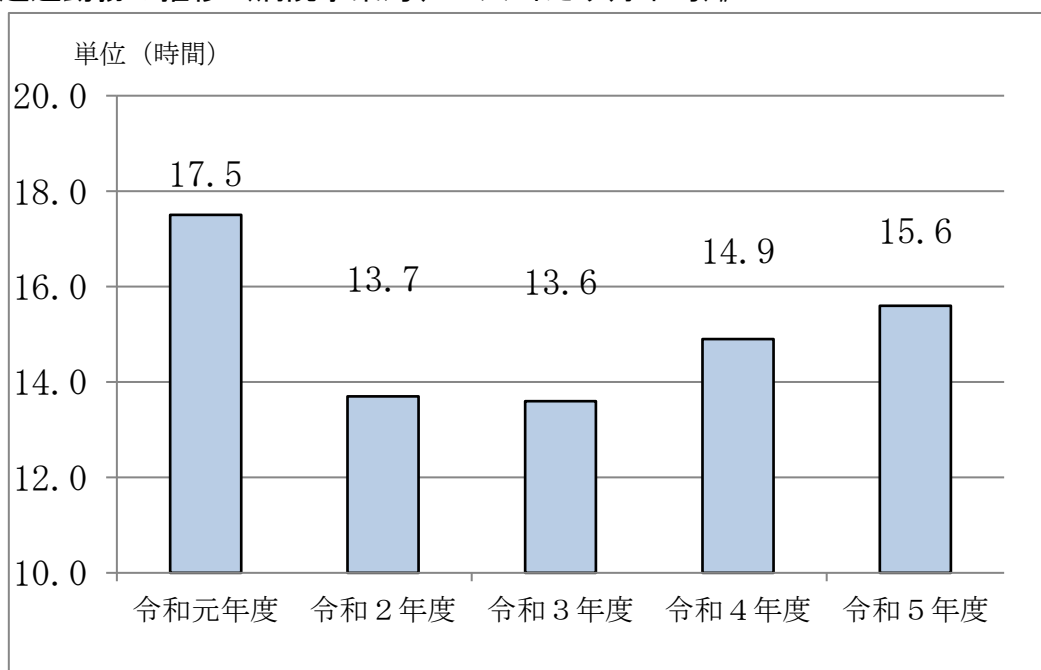
《令和5年度試験に係る職員採用状況》

※4月1日現在

	女性	男性	合計	女性割合
看護	42人	10人	52人	80.8%
医技	13人	15人	28人	46.4%
事務	5人	3人	8人	62.5%
合計	60人	28人	88人	68.2%

② 超過勤務の状況

《超過勤務の推移（病院事業局、一人当たり月平均）》



③ 管理職に占める女性職員の割合

	目標 (R7 まで)	R2	R3	R4	R5	R6
病院事業局	50%以上	41.9%	40.6%	39.4%	39.4%	35.5%

※医師は除く

※各年度 4 月 1 日時点

④ 各役職段階の職員の女性割合

《職位別・女性職員割合 R6.4.1 時点》

	課長級以上	課長補佐級	主査級	係長級	一般級
女性割合	35.5%	68.0%	85.8%	80.9%	77.1%

⑤ 男女別の育休取得率及び取得期間

《育児休業の取得状況 (R5 年度)》

制度内容		取得者数	取得率	平均取得日数	
育児休業	子が3歳に達するまで	女性	52 人	98.1%	556.5 日
		男性	19 人	64.3%	55.8 日

《育児休業取得期間の状況 (R5 年度)》

男性職員 1 年以下 : 19 人 (100.0%)

※内訳… 1 月以下 : 57.9% (11 人)、1 月超 2 月以下 : 21.1% (4 人)、
2 月超 3 月以下 : 10.5% (2 人) 3 月超 4 月以下 : 5.3% (1 人)、
11 月超 12 月以下 : 5.3% (1 人)

女性職員 1 年以下 : 50.0% (26 人)、1 年超 1 年半以下 : 13.5% (7 人)、

1 年半超 2 年以下 : 3.8% (2 人)、2 年超 : 32.7% (17 人)

《男性の育児休業取得率の推移》

	目標 (R7 まで)	R1	R2	R3	R4	R5
全職種 合計	100%	5.6%	8.7%	18.5%	50.0%	64.3%
看護	—	0%	8.7%	7.4%	11.1%	10.2%
医技	—	0%	0%	3.7%	33.3%	23.7%
事務	—	2.8% (一般事務)	0%	7.4% (一般事務)	0%	6.8% (電気、病院経営)
その他	—	2.8% (医師)	0%	0%	5.6% (医師)	23.7% (医師)

⑥ 男性の育児参加休暇等の取得率及び取得日数

《配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得状況（R5年度）》

制度内容		取得者数	取得率	平均取得日数
(1) 配偶者出産休暇	出産前1週～出産後2週の間 に最大3日	22人	78.6%	2.5日
(2) 育児参加休暇	出産後8週までの間に最大5日	16人	57.1%	3.4日
(1)、(2)の合計5日以上 の取得率		9人	32.1%	—

《男性の育児参加休暇取得の推移》

	目標 (R7まで)	R1	R2	R3	R4	R5
取得率	100%	31.4%	47.8%	51.9%	61.1%	57.1%

《男性職員の育児休業等取得促進に関する取組》

平成 28 年度：仕事と家庭生活の両立のために特別休暇等を効果的に活用してもらうことを目的として子育て“とつきゅう”便の開始

平成 30 年度：所属長等が効果的なマネジメントを行うために必要な方策をまとめたイクボス虎の巻を作成

令和 3 年度：課長級、補佐級の人事評価項目に、「部下職員が育休等を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいるか」を追加

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山形県病院事業管理者

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	全職種	医師職を除く職種
任期の定めのない常勤職員	66.0%	89.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	45.5%	95.9%
全職員	58.8%	88.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	全職種	医師職を除く職種
本庁部局長・次長相当職	— ※	— ※
本庁課長相当職	63.9%	101.9%
本庁課長補佐相当職	94.7%	94.7%
本庁係長相当職	64.0%	102.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	全職員	医師職を除く職種
36年以上	96.4%	96.4%
31～35年	97.3%	101.5%
26～30年	85.4%	100.7%
21～25年	74.2%	92.9%
16～20年	57.4%	91.5%
11～15年	56.3%	95.8%
6～10年	64.9%	89.2%
1～5年	45.8%	89.0%

【説明欄】

※本庁部局長・次長相当職には女性の職員がいないため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。